

令和 8 年度介護関連資格取得に係る援助事業の実施要領

事業の目的及び内容

当基金では、中国又は樺太帰国者 2 世、3 世、4 世並びにそれぞれの配偶者を対象にして、介護関連資格の取得による日本社会での自立、又は介護に関わる就業上のキャリアアップの援助を目的として、介護職員初任者研修課程講座や介護福祉士などの資格取得に係る受験対策講座等の受講料の一部を援助する。

1 援助の対象となる講座等

- (1) 介護職員初任者研修講座
- (2) 介護福祉士受験対策講座（模擬試験を含む）
- (3) 介護支援専門員（ケアマネージャー）受験対策講座（模擬試験を含む）
- (4) 介護福祉士国家試験及び介護支援専門員実務研修受講試験（以下、“国家試験等”という）の受験手数料
- (5) 介護福祉士実務者研修（ただし、実務経験ルートによる受験資格を得るために受講する場合に限る）
- (6) 福祉住環境コーディネーター受験対策講座（セミナーを含む）
- (7) 福祉住環境コーディネーター検定試験受験料（以下、“検定試験”という）
- (8) 同行援護従業者養成研修講座（一般課程、応用課程）
- (9) 全身性障害者外出介護従業者養成研修講座
- (10) 重度訪問介護従業者養成研修講座
- (11) その他、介護従業者養成に資する研修で事務局が認める講座

2 援助の対象者（次の各項目にすべて該当する者）

- (1) 中国または樺太帰国者 2 世、3 世、4 世並びにそれぞれの配偶者。ただし、4 世並びにその配偶者については日常会話程度の中国語或いはロシア語が話せる者に限る。
- (2) ヘルパーや介護福祉士等の介護関連の資格取得後、当該事業に従事する強い意思がある者。
- (3) 当該講座受講に必要な日本語をすでに習得している者。
- (4) 経済的に受講料などを負担することが困難な者。
- (5) (公財) 中国残留孤児援護基金における「介護情報バンク」(①介護資格支援充実のためのアンケート調査や介護資格取得事業紹介のための取材への協力②帰国者を支援する介護事業所や中国語対応可能な介護事業所等の情報提供)への協力を同意できること。
※当基金は、(公財) 中国残留孤児援護基金個人情報保護規程に基づき、上記情報を適切に管理する

3 援助額

- (1) 介護職員初任者研修講座、介護福祉士受験対策講座、介護支援専門員受験対策講座、介護福祉士実務者研修、福祉住環境コーディネーター受験対策講座、同行援護従業者養成研修講座（一般課程、応用課程）、全身性障害者外出介護従業者養成研修講座、重度訪問介護従業者養成研修講座及びその他、介護従業者養成に資する研修で事務局が認める講座は、講座受講料（教科書代、消費税は含むが、申請の代行代等は含まない。）の 80 %。
(千円未満切り捨て。80,000 円を上限とする。)

(2) 国家試験等及び検定試験の受験手数料の全額。(受験手続きに必要な郵便料金、振込料は含まない。)

4 申請書類

援助を希望する者は、別表1に定める申請書類を提出すること。

5 申請時期

- (1) 介護職員初任者研修、介護福祉士実務研修、同行援護従業者養成研修講座(一般課程、応用課程)、全身性障害者外出介護従業者養成研修講座、重度訪問介護従業者養成研修講座及びその他、介護従業者養成に資する研修で事務局が認める講座は、講座修了後から1年以内。
- (2) 介護福祉士受験対策講座及び介護支援専門員受験対策講座を受講した者は受験対策講座修了後、模擬試験を受験した者は受験後、国家試験等を受験した者は合格発表後、各1年以内。(受験対策講座、模擬試験、国家試験等に対する援助を複数受ける場合は、最後に生じた事象の日から1年以内とする。)
- (3) 福祉住環境コーディネーター受験対策講座を受講した者は受験対策講座修了後、検定試験を受けた者は合格発表後、各1年以内。(受験対策講座、検定試験に対する援助を複数受ける場合は、最後に生じた事象の日から1年以内とする。)

6 援助金の支給時期

原則申請を受理した月の翌月末。

7 その他

- (1) 国家試験等及び検定試験の受験手数料は制度発足年度(国家試験等は平成15年度、検定試験は平成11年度)から認める。
- (2) 過去に援助を受けて受講した講座に対する再度の援助は行わない。
- (3) 虚偽や不正な手段及び申請者に故意又は重大な過失があったにも関わらず援助を受けたことが判明した場合、該当者は直ちに援助額の全額を一括して返還しなければならない。また、必要に応じ、当基金は申請者の受講事実を確認するための調査を行うことがある。
- (4) 援助者数は年間の総援助者数は63名とする。ただし全国を7ブロックに分け各ブロックごとの上限は12名とする。63名に達しない場合でも予算の上限に達した場合は援助を終了することがある。また、ブロック内の援助者数が12名に達した場合でも年度末に予算に余裕がある場合は追加で援助することがある。
- (5) ブロックは下記の通り
北海道ブロック(北海道)、東北ブロック(青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県)、関東ブロック(茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県)、中部ブロック(新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県)、近畿ブロック(三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県)、中四国ブロック(鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県)、九州ブロック(福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県)

(別表1) 申請書類

共通して必要な書類	
(1) 介護関連資格取得に関する援助金申請書(様式1) <u>※両面ご記入下さい。</u>	
(2) 誓約書(様式2)	
(3) 世帯構成図(様式3)	
(4) 中国又は樺太帰国者の家族であることを証明する書類の写し(复印件) ①下記の内いずれか一つ a「引揚証明書」 b「永住帰国旅費支給決定通知書」 c「自立支度金支給決定通知書」 d「永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書」 ②上記a～dのいずれか一つの他に、その者との親族関係の分かる証明書類 (例:「戸籍謄本」、「住民票」(原本)及び「公証書」(复印件)等)	
(5) 受講料、模擬試験料、国家試験等受験手数料、検定試験受験料等の領収書(原本) (援助の対象となるのは、受講料、授業料及び受験手数料のみであり、第三者による申込手数料及び手続きに生じた郵便料や振込料は対象としない。)	
(6) 本人名義の預金又は貯金通帳の銀行名、支店名、口座番号、口座人氏名(カタカナ等が記載された頁)の写し(复印件)	
(7) 介護関連資格取得援助事業応募者用同意書	
個別に必要な書類	
介護職員初任者研修講座 福祉住環境コーディネーター 受験対策講座	修了証の写し(复印件)
同行援護従業者養成研修講座	実務者研修終了(若しくは見込み)証明書の写し(复印件)
介護福祉士実務者研修 全身性障害者外出介護従業者養成研修講座	実務経験証明書の写し(复印件)
重度訪問介護従業者養成研修講座	※その他事務局が認める講座は、事務局が指定するもの
介護福祉士受験手数料 介護支援専門員受験手数料 福祉住環境コーディネーター 受験手数料	国家試験等の結果(合否)がわかるもの (又は資格登録証(写し)(复印件)) (国((公財)社会福祉振興・試験センター) 都道府県(社協等)、及び東京商工会議所が発行したもの)